

428-1

印鑑票の更新

各種の請求・届書の手続きに際し、記名国債証券印鑑票に変更後の事項を記載する予備欄または余白がないときは、次により自店において印鑑票を更新したうえ、その請求・届書の手続きをする。

* 印鑑票用紙は、統轄店に請求する。

事務手順	取扱要領
①新印鑑票の作成	<p>○ 印鑑票の記載事項のうち、各種の請求・届出により変更がある事項は変更後のものを、その他の事項は旧印鑑票に記載されているものを、それぞれ新印鑑票用紙に記載する。</p> <p>* 旧印鑑票の裁定通知書の記号及び番号欄に裁定通知書の記号・番号が記載されていても、新印鑑票の裁定通知書の記号及び番号欄に裁定通知書の記号・番号を記載する必要はない。</p> <p>* 旧印鑑票の支払場所欄に支払場所の所在する都道府県名がかっこ書きで記載されていても、新印鑑票の支払場所欄に支払場所の所在する都道府県名をかっこ書きで記載する必要はない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">印鑑票 記載例参照</div> <p>● 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、通常、代証券の証券番号を業務局が記載することとなるので、新印鑑票の証券番号欄は記載しない。</p> <p>○ 新印鑑票用紙の印鑑欄に届出印の押印を受ける。</p> <p>● 改印届のときは新印、記名変更の請求のときは新記名者印の押印を受ける。</p> <p>○ 新印鑑票の支払期欄のうち、すでに支払済の欄（旧印鑑票に支払表示のあるもの）に交差する斜線を引く。</p> <p>○ 遺族国庫債券（13号以降）の印鑑票である場合には、当該印鑑票の上部余白に「支払場所変更時には、見本証券と一体で移管」の文言を朱記する。</p> <p>○ 旧印鑑票に「証券の交付年月日等」の表示があるときは、新印鑑票の該当個所にその交付年月日等を表示する。</p> <p>● 支払期欄中の「証券の交付年月日等」は、旧印鑑票に表示されていても、新印鑑票に表示する必要はない。</p> <p>● 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、通常、代証券の交付年月日等を表示することとなるので、新印鑑票に「証券の交付年月日</p>

等」は表示しない。

⇒ 314参照・証券の交付年月日等の表示

②旧印鑑票の抹消

- 旧印鑑票の支払期欄のうち、支払表示のない欄に交差する斜線を引く。

③新・旧印鑑票の
とじまとめ

- 新印鑑票が上になるよう重ねて上部をとじまとめ、これを1枚の印鑑票として取扱う。

印鑑票の記載例—記名変更の請求により更新するとき

証券の交付年月日 証券 昭 和 63.9.14 交付		第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書				旧印鑑票
償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑			
※	※	※	※			
6.3.3 変更 日本銀行〇〇代理店		63.12.8 変更				
日本銀行〇〇代理店	鎌倉市御成町2-1-2	甲野 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 甲野 <input type="checkbox"/> 日本銀行 <input type="checkbox"/> 〇〇代理店	6.3.3 日本銀行 〇〇代理店		
② 支 払 表 示 欄	61. 6. 15 渡	63. 6. 15 渡	65. 6. 15 渡	67. 6. 15 渡	69. 6. 15 渡	記 号
	証券 昭 和 63.9.14 交付 ▲ 63. 10. 5 ①	証券 昭 和 63.9.14 交付 ▲ 63. 10. 5 ①	2. 6. 5 ①	4. 6. 15 ①	額面金額 30万円	
	62. 6. 15 渡	64. 6. 15 渡	66. 6. 15 渡	68. 6. 15 渡	70. 6. 15 渡	③
	証券 昭 和 63.9.14 交付 ▲ 63. 10. 5 ①	1. 6. 15	3. 6. 15	5. 6. 15		
証券の交付年月日 証券 昭 和 63.9.14 交付		第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書				
償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑			
※	※	※	※			
日本銀行〇〇代理店	横須賀市衣笠栄町2-5	甲野 花子	<input type="checkbox"/> 甲野			
② 支 払 表 示 欄	61. 6. 15 渡	63. 6. 15 渡	65. 6. 15 渡	67. 6. 15 渡	69. 6. 15 渡	記 号
	↓ ↓ ↓ ↓ ↓					い
	↓ ↓ ↓ ↓ ↓					額面金額 30万円
	↓ ↓ ↓ ↓ ↓					番 号 1234567
注意 ※印は、特別弔慰金請求者が記入し又は印を押すこと。 共業688						

- ① 旧印鑑票の証券交付年月日により表示する。
 - 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは表示しない。
- ② 旧印鑑票に表示されていても、新印鑑票への証券交付年月日の表示は不要。
- ③ 支払期欄のうち、不用欄（旧印鑑票）および支払済欄（新印鑑票）を交差する斜線で抹消する。
- ④ 旧印鑑票への変更の表示
 - ⇒ 413参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え
- ⑤ 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは記載しない。

* とじまとめて1枚の印鑑票として取扱う。

各種の請求・届出の手續に際し、氏名等届出書に変更後の事項を記載する予備欄または余白がないときは、次により自店において氏名等届出書を更新したうえ、その請求・届出の手續をする。

* 氏名等届出書用紙は、統轄店に請求する

事務手順	取扱要領
①新氏名等届出書の作成	<p>○ 氏名等届出書の記載事項のうち、各種の請求・届出により変更がある事項は変更後のものを、その他の事項は旧氏名等届出書に記載されているものを、それぞれ新氏名等届出書用紙に記載する。</p> <p>* 旧氏名等届出書の裁定通知書の記号及び番号欄に裁定通知書の記号・番号が記載されていても、新氏名等届出書の裁定通知書の記号及び番号欄に裁定通知書の記号・番号を記載する必要はない。</p> <p>* 旧氏名等届出書の支払場所欄に支払場所の所在する都道府県名がかっこ書きで記載されていても、新氏名等届出書の支払場所欄に支払場所の所在する都道府県名をかっこ書きで記載する必要はない。</p> <div data-bbox="1155 1021 1374 1115" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">氏名等届出書 記載例参照</div> <p>● 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、通常、代証券の証券番号を業務局が記載することとなるので、新氏名等届出書の証券番号欄は記載しない。</p> <p>○ 新氏名等届出書の支払期欄のうち、すでに支払済の欄（旧氏名等届出書に支払表示のあるもの）に交差する斜線を引く。</p> <p>○ 旧氏名等届出書に「証券の交付年月日等」の表示があるときは、新氏名等届出書の該当個所にその交付年月日等を表示する。</p> <p>● 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、通常、代証券の交付年月日等を表示することとなるので、新氏名等届出書に「証券の交付年月日等」は表示しない。</p> <p>⇒ 314参照・証券の交付年月日等の表示</p>
②旧氏名等届出書の抹消	<p>○ 旧氏名等届出書の支払期欄のうち、支払表示のない欄に交差する斜線を引く。</p>

③新・旧氏名等届出書
のとりまとめ

- 新氏名等届出書が上になるよう重ねて上部をとりまとめ、これを1枚の氏名等届出書として取扱う。
-

氏名等届出書の記載例—記名変更の請求により更新するとき

旧氏名等届出書

証券の交付年月日等
証券交付 令和 4.4.28

第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書

特定通知書の記号及び番号
〇傷Ⅱ裁定 456

①	償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名
※	(都道府県)	※	※
(都道府県)	5.5.18 変更 日本銀行〇〇代理店 ③		甲野 太郎
(都道府県)	〇〇市〇〇町1-2-3		

支払表示欄	令和4年4月15日渡	令和5年4月15日渡	令和6年4月15日渡	令和7年4月15日渡	令和8年4月15日渡	記号	額	番号
	4.5.20 ①	5.4.18 ①	X					

注意 ※欄は、印字されていない場合は、請求者等が記入すること

②

新氏名等届出書

証券の交付年月日等
証券交付 令和 4.4.28

第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書

特定通知書の記号及び番号

①	償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名
※	(都道府県)	※	※
(都道府県)	日本銀行〇〇代理店	〇〇市△△町 5-6-7	甲野 花子
(都道府県)			
(都道府県)			
(都道府県)			

支払表示欄	令和4年4月15日渡	令和5年4月15日渡	令和6年4月15日渡	令和7年4月15日渡	令和8年4月15日渡	記号	額	番号

注意 ※欄は、印字されていない場合は、請求者等が記入すること

④

- ① 旧氏名等届出書の証券交付年月日により表示する。
 - 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは表示しない。
- ② 支払期欄のうち、不用欄（旧氏名等届出書）および支払済欄（新氏名等届出書）を交差する斜線で抹消する。
- ③ 旧氏名等届出書への変更の表示
 - ⇒ 413参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え
- ④ 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは記載しない。

* とじまとめて1枚の氏名等届出書として取扱う。

記名国債証券印鑑票を滅紛失または汚染き損したときは、次により速やかにその再製手続きをする。

- * 元利金の支払、各種の請求・届出の受付は、印鑑票の再製手続きがすべて終わった後でなければ取扱うことはできない。ただし、証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、これらの手続きを印鑑票の再製手続きと同時に進めてよい。
- * 印鑑票用紙は、統轄店に請求する。

事務手順	取扱要領
①記名者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記名者に対し、印鑑票の再製を行うため証券・届出印を持参するよう、電話などにより連絡する。 ● 交付照合用の印鑑票のときは、裁（認）定通知書・届出印を持参させる。 <ul style="list-style-type: none"> * 各種の請求・届出により証券の提出を受けているとき、または証券・利賦札滅紛失の届出のときは、届出印だけを持参させることとなる。
②印鑑票の作成など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提出された証券により、印鑑票用紙に支払場所・記名者の氏名・証券の要項を記載し、印鑑欄に届出印の押印を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> * 印鑑票用紙に裁定通知書の記号及び番号欄が印刷されていても、同欄への記載を要しない。 * 住所は、記名者から申出を受けて記載する。 * 印鑑票用紙の支払場所欄に（ 都道府県）が印刷されていても、支払場所の所在する都道府県名を（ 都道府県）に記載する必要はない。 * 証券・利賦札滅紛失の届出に際し印鑑票を再製するときは、記名者からの申出を受けて記載することとなる。 ● 交付照合用の印鑑票のときは、交付内訳書により記載する。 ○ 印鑑票に押印を受けた届出印が証券裏面に押印の印影と一致していることを確かめる。 <ul style="list-style-type: none"> * 証券裏面に押印がない場合、印影が相違する場合、または証券・利賦札滅紛失の届出の場合には、本人確認書類の提示を求め、正当に権利を行使することができる者であることを確かめる。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項 * この場合、記名者に本人確認書類の写を作成する旨を伝え、本人確認書類は写を1部作成して印鑑票の裏面にちょう付し、本人確認書類は記名者に返すとともに、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げるとおり取扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングする。 ・ 国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員

保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証

被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングする。

- 交付照合用の印鑑票のときは、呈示を受けた裁（認定）通知書により正当に権利を行使することができる者であることを確かめる。

- 証券についている利賦札の状態により、印鑑票の支払表示欄のうち、支払済に該当する支払期欄に交差する斜線を引く。

- 証券・利賦札滅紛失の届出のときは、記名者からの申出により表示する。

- 印鑑票の上部余白に「○年○月○日再製日本銀行○○代理店」と表示する。

- 遺族国庫債券（13号以降）の印鑑票である場合には、当該印鑑票の上部余白に「支払場所変更時には、見本証券と一体で移管」の文言を朱記する。

- 証券を記名者へ返す。

③業務局への確認依頼

- 印鑑票を滅紛失または汚染き損した事由を記載した記名国債証券印鑑票等再製確認依頼書を作成し、再製した印鑑票と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。

印鑑票等再製確認依頼書・印鑑票記載例
参照

* 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、請求書・届書と一緒に送付する。

* 汚染き損した印鑑票を再製した場合は、再製した印鑑票とともに、汚染き損した印鑑票も送付する。

⇒ 313①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

④業務局からの確認
済印鑑票の受入

- 業務局から再製確認済の印鑑票の送付を受けたときは、次のことを確かめる。
 - 自店あてのものであるか
 - 記名国債証券印鑑票等送付書に記載の国債名称・枚数と一致しているか
 - 印鑑票に再製確認済の表示があるか
 - * 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求と同時のときは、代証券・滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書と一緒に再製確認済の印鑑票が送付される。
 - * 汚染き損した印鑑票を再製した場合には、再製確認済の印鑑票に汚染き損した印鑑票の写が添付され、送付される。
- 記名国債証券印鑑票等受領書に受領日付を表示したうえ、これを速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。
 - ⇒ 3 1 3 ②参照・印鑑票・氏名等届出書の受入

印鑑票等再製確認依頼書・
印鑑票の記載例

再製日付、代理店名を表示する。

業務局において表示する。

証券の交付年月日等	再製確認済令和 4年4月20日業務局	4年4月18日再製日本銀行〇〇代理店	
第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書			
償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑
※	※	※	※

4年4月18日

日本銀行業務局
国債証券業務グループ 御中

(店名) 日本銀行〇〇代理店

記名国債証券印鑑票等再製確認依頼書

下記の事由により記名国債証券印鑑票または氏名等届出書を再製しましたので確認を依頼します。

事由 4.4.4 本店が支払場所変更請求書を受理し、当日〇〇郵便局へ記名国債証券印鑑票等取戻通知書を送付した。その後一週間を過ぎても印鑑票が送付されないため、同局へ照会したところ、同局では 4.4.8 送付済との回答を得たが、本店では受領した事実がなく、再度双方で調査した結果、郵送中に紛失したものと推定される。

代理店名を表示する。

氏名等届出書を滅紛失または汚染き損したときは、次により速やかにその再製手続をする。

- * 元金の支払、各種の請求・届出の受付は、氏名等届出書の再製手続がすべて終わった後でなければ取扱うことはできない。ただし、証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、これらの手続を氏名等届出書の再製手続と同時に進めてよい。
- * 氏名等届出書用紙は、統轄店に請求する。

事務手順	取扱要領
①記名者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記名者に対し、氏名等届出書の再製を行うため証券・本人確認書類を持参するよう、電話などにより連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項 ● 交付照合用の氏名等届出書のときは、裁定通知書・本人確認書類を持参させる。 <ul style="list-style-type: none"> * 各種の請求・届出により証券の提出を受けているとき、または証券・利賦札滅紛失の届出のときは、本人確認書類だけを持参させることとなる。
②氏名等届出書の作成など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提出・呈示された証券・本人確認書類により氏名等届出書用紙に支払場所・記名者の住所・氏名・証券の要項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> * 氏名等届出書用紙の裁定通知書の記号及び番号欄への記載は要しない。 * 氏名等届出書用紙の支払場所欄に（ 都道府県）が印刷されていても、支払場所の所在する都道府県名を（ 都道府県）に記載する必要はない。 * 証券・利賦札滅紛失の届出に際し氏名等届出書を再製するときは、記名者からの申出を受けて記載することとなる。 ● 交付照合用の氏名等届出書のときは、交付内訳書により記載する。 ○ 提出・呈示された証券・本人確認書類により正当に権利を行使することができる者であることを確かめる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 交付照合用の氏名等届出書のときは、呈示された裁定通知書・本人確認書類により正当に権利を行使することができる者であることを確かめる。 ○ 証券についている賦札の状態により、氏名等届出書の支払表示欄のうち、支払済に該当する支払期欄に交差する斜線を引く。 <ul style="list-style-type: none"> ● 証券・利賦札滅紛失の届出のときは、記名者からの申出により表示する。 ○ 氏名等届出書の上部余白に「○年○月○日再製日本銀行○○代理店」と表示し、本人確認書類の記録事項を記

載する。

⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項

- * 記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあつては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

○ 証券・本人確認書類を記名者へ返す。

③業務局への確認依頼

○ 氏名等届出書を滅紛失または汚染き損した事由を記載した印鑑票等再製確認依頼書を作成し、再製した氏名等届出書と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。

印鑑票等再製確認
依頼書・氏名等届出
書記載例参照

- * 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、請求書・届書と一緒に送付する。
- * 汚染き損した氏名等届出書を再製した場合には、再製した氏名等届出書とともに、汚染き損した氏名等届出書も送付する。
⇒ 313①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

④業務局からの確認済氏名等届出書の受入

○ 業務局から再製確認済の氏名等届出書の送付を受けたときは、次のことを確かめる。

- 自店あてのものであるか
- 記名国債証券印鑑票等送付書に記載の国債名称・枚数と一致しているか
- 氏名等届出書に再製確認済の表示があるか
 - * 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求と同時のときは、代証券・滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書と一緒に再製確認済の氏名等届出書が送付される。
 - * 汚染き損した氏名等届出書を再製した場合には、再製確認済の氏名等届出書に汚染き損した氏名等届出書の写が添付され、送付される。

○ 記名国債証券印鑑票等受領書に受領日付を表示したうえ、これを速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

⇒ 313②参照・印鑑票・氏名等届出書の受入

